

官報

号外 昭和三十六年四月十一日

第三十八回 衆議院會議録 第二十八号

昭和三十六年四月十一日(火曜日)

議事日程 第二十一号

昭和三十六年四月十一日

午後一時開議

第一 特殊土じより地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

○本日の会議に付した案件

議員請願の件

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 特殊土じより地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時十一分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

議員請願の件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。議員川島正次郎君及び赤城宗徳君から、欧米各国の政治経済事情調査のため、四月十九日より五月二十二日まで三十四日間請願の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員会等の所持取締法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。国務大臣安井謙君。

〔国務大臣安井謙君登壇〕
○国務大臣(安井謙君) 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

銃砲刀剣類等は、その性質上、人を殺傷する機能があり、往々にして犯罪の用に供される危険性があります。過去に於きましても、危害防止の観点から、銃砲刀剣類等について、事態に即して必要な法的規制が講ぜられて参ったのであります。ところが、遺憾ながら、最近において、銃砲刀剣類または危険な刃物を用いて暴力犯罪を犯す傾向が高まって参り、社会不安を引き起こしていると思受けられるのであります。政府におきましても、さきに暴力犯罪防止対策要綱を定めて、暴力犯罪の根絶のため総合的な施策を推進することとしたのであります。その施策の一環として、銃砲刀剣類等の所持や携帯に関する現行法の規定を整備いたしますとともに、警察官が取り締まりをする場合の権限等につきましても、現行法の中に明確な規定を設ける必要を認めましたので、この法律案を提出いたしました次第であります。

銃砲刀剣類等は、その性質上、人を殺傷する機能があり、往々にして犯罪の用に供される危険性があります。過去に於きましても、危害防止の観点から、銃砲刀剣類等について、事態に即して必要な法的規制が講ぜられて参ったのであります。ところが、遺憾ながら、最近において、銃砲刀剣類または危険な刃物を用いて暴力犯罪を犯す傾向が高まって参り、社会不安を引き起こしていると思受けられるのであります。政府におきましても、さきに暴力犯罪防止対策要綱を定めて、暴力犯罪の根絶のため総合的な施策を推進することとしたのであります。その施策の一環として、銃砲刀剣類等の所持や携帯に関する現行法の規定を整備いたしますとともに、警察官が取り締まりをする場合の権限等につきましても、現行法の中に明確な規定を設ける必要を認めましたので、この法律案を提出いたしました次第であります。

の所持を禁止することとしたのであります。
第二は、銃砲または刀剣類の所持許可の申請がありました場合、申請者の同居の親族に人の生命、財産または公共の安全を害するおそれのある者がいて、その者がその銃砲または刀剣類を使用して人の生命、財産または公共の安全を害するおそれがあると認められるときには許可をしないことができるようにし、また、一たん許可をした後にこのような事情が生じて参りました場合には許可の取り消しができるようにいたしましたのであります。
第三は、従来、業務その他正当な理由のある場合を除いて携帯することを禁止されておりましたのは、あいくち類の刃物となつておりましたが、今回、このあいくち類の刃物にかえて、原則として刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物とし、携帯禁止の対象となる刃物の範囲を広めるとともに、その概念を明確にすることとしたのであります。
第四は、警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、または運搬している疑いのある者が、他人に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、銃砲刀剣類等と疑われる物を提示させ、またはそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができることとし、また、現に銃砲刀剣類等を携帯し、または運搬している者が、他人に危害を及ぼすおそれがある場合には、その危害防止のため必要があるときは、それを提出させて一時保管することができることとし、あわせて、その一時保管の手続について規定いたしましたのであります。

以上が改正法律案の趣旨であります。(拍手)
銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(清瀬一郎君) ただいまの国務大臣の趣旨説明に対して質疑の通告がありますから、順次これを許します。宇野宗佑君。
〔宇野宗佑君登壇〕
○宇野宗佑君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案に関し、政府に質問を行なわんとするものであります。
さきに、政府は、最近に於ける一般暴力犯罪の激増並びに昨年来相次いで発生いたしました一連の政治的暴力事件の経緯にかんがみ、犯罪防止基本対策要綱を決定されましたが、確かに、現下の暴力犯罪の趨勢は、もはや一日も放置するを許さない段階にきていると思料されます。すなわち、昨年度における殺人、傷害等の暴力犯罪の激増ぶりは全く百鬼夜行の観を呈し、昭和二十三年度に比べ、一般暴力犯罪においては約三倍、青少年暴力犯罪においては約八倍、しかも、その間、あまたの政治的暴力事件が発生するなど、またことにおさるべき件数を数えるに至つたのであります。つまり、終戦直後における国民生活の極度の疲弊とんばいが著しい社会不安をかもし出して参りました時代よりは、はるかに経済も繁栄し、社会保障もまた拡充されました今日の方が、皮肉にも、より多くの暴力犯罪を許しているという現状を思い合はせまうとき、すみやかにその根源

昭和三十三年四月十一日 衆議院會議録第二十八号

議員請願の件 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する宇野宗佑君の質疑

銃砲刀剣類 五六一

昭和三十六年四月十一日 衆議院會議録第二十八号 銃砲刀劍類所持取締法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する宇野宗佑君の質疑

を断ち切ることが目下の急務と申し上げなければなりません。(拍手)

しかるに、現在の社会には、法を無視する者、暴力をふるう者、人権を尊重する者、その被害者である肝心の善良なる国民の人権を軽視し過ぎる向きが多々あることを、私は、はなはだ遺憾とするものであります。(拍手)

(拍手)従いまして、暴力を一掃し、不安な社会の実現によって、いよいよ国民生活の安定とその向上を期せんがためには、むろん、総合的な暴力犯罪防止策の樹立が肝要であります。なかんずく、その最も手近な方策として、暴力に直接使用される凶器そのものを、まず厳重に取り締まる必要があることも、また、私は大いに痛感いたしますのであります。(拍手)

この点、昨年、政府が全国的に実施されました刃物を持たない運動が相当なる効果を上げ得ましたゆえにも、人命軽視の風潮を除去せんとする民間の共鳴と協力によるところ大であったことを思いまします。今再提出されました刃物の規制法案は、それ自体が現下社会の要望に率直にこたえたものとして、まことに時宜を得た措置であると信ずる次第であります。(拍手)

同時に、この法案が、浅沼、鳩中事件以来、いろいろと検討を続けて参られました数ある暴力対策中、初めて政府が本院に審議を求められた具体案であること、を思い合わせますとき、その意義も、とより重要なことは、今さら多言を要しないところであります。

以上の見解より、私は、まず、この法案に關しまして、次の諸点を明らかにせられんことを望みます。

その第一点は、新たに追加されました第二十四条の二における警察官の調査権についてであります。

もつとも、その趣旨が、他人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがある者に対する取り締まりの強化にあることに関しましては、適当なる措置とは存じますが、その場合、いわゆる凶器とおぼしきものを提示させ、または開示させ、あるいは、それらのものを、危害防止の必要上、一時保管することができるとするのでは、憲法第三十五条に違反するのではないかと一部国民の疑惑に對し、政府はいかなる見解を有しておられるや、この際、明らかにされたいと思ふものであります。このことに関しましては、さきに政府が設けられました暴力犯罪防止対策懇談会におきましても若干論議がなされたことを仄聞するものであります。その際、政府側は、憲法第三十五条の捜索及び押収は司法の手續を規定したもので、行政目的による任意調査はそれに抵触しない、との見解を示されておりましたが、さすれば、行政上の処分という名目で司法上の処分がなされる可能性は存しないのか、以上の点に關しましては、総理の明確なる御答弁をお願いいたしたいと存じます。

次に、同じく第二十四条の二が警察官の任意調査権を規定しているとは申せ、各ケースの認定法が、いずれも警察官の主観によつてなされる危険性があはせぬか、との疑義についてであります。

この点、一部には、現行警職法に基づく職務質問によつてもそれくらいのこととは可能なりとの意見もあつて

が、現行法におきましては、凶器所持の有無に關する取り調べは、その者が刑事訴訟に關する法律によつて逮捕されていなければならぬという規定があるがため、あたらずに人命の保護に万全を期し得なかつたという幾多の悲惨な事例を、われわれは厳肅にこの際想起すべきであると思ふ。従いまして、改正案がその不備を補つんとする趣旨より出たことに対しては、それを認むるにやぶさかではありませんが、しかし、こうした警察官の権限は、たとへば両刃の剣であります。すなわち、強過ぎれば乱用の弊に陥り、弱過ぎれば事件の予防に役立たない。そこに中庸を保つべき警察官の教養と良識が常に問題視されるゆえにも存するわけでありますが、この点、第二十四条には、主観的認定の危険性ありとみなす批判に對し、国家公安委員長の御見解を伺うと同時に、こうした警察官の権限は、それを定める一般法である警職法において規定するのが本義かとも存じますが、その点に關する御見解を、あわせお聞かせ願ひたいと存じます。

第三点は、この改正案が、ただいまも触れましたごとくに、去る昭和三十三年秋に提出されました例の警職法の再現であるという見方についてであります。

もちろん、ためにに両法案を詳細に比較検討いたしますならば、そこにおのずから歴然たる差を見出し、何人といえども、この法案が断じて警職法の再現ではないといふくらいに認識がひともかかわりませぬ、戦前の国家警察の幻影を追うのあまり、暴力追放の世論

にこたえて提出されましたこの法案すらが、またしても第二の警職法として喧伝されるがごときことがありまして、せつかくの政府の努力が束らぬばかりか、ひいては、それが、激増する昨今の暴力犯罪をして、さらに堂々白昼わが目の前にほつこせしめる因ともなりかねないことを、むしろ私は憂へるものであります。(拍手)

先ほど申し述べました通り、昨年末の刃物追放運動が画期的な効果を上げ得ましたことをあわせ考えますと、今回も同様、民間の理解と協力を必要とする点、また論を待ちません。この点、政府といたされまして、国民の間、この法案の趣旨を、より広く、より深く浸透せしめ、もつて所期の目的を貫徹させることが肝要かと存じます。いかなる御見解をもつてその理解を深められようとするのか、総理の御所信を承ると同時に、あわせて、国家公安委員長よりも、この際、刃物追放運動の効果に關する御報告を賜わりたいと存じます。

第四点は、この法律が実施されるに際しまして、直接、間接に相当なる影響を受けるであろうと思われまふ刃物の製造及び販売業に關してであります。もつとも、この法案の趣旨は、新たに定められた第二及第二十二條の示す刃物の所持並びに携帯を禁止するものであつて、その製造、販売を禁止するものではありません。しかし、それだけに、まず刃物業界の協力を必要とすることは申すまでもありません。が、現に、刃物追放運動においてすら業者庄迫の聲があつたことを思ひますと、本法律の実施に伴う刃物業界の生産、販売に關する影響をいかにお考へ

になつてゐるのか、この点、政府に何らかの御配慮があらはらば承つておきたいと存する次第であります。

第五点は、法によつて新たに幾つかの刃物の所持、携帯が禁止されました。不健全な映画、演劇、放送、出版物等において、依然、刺激的な刃物による殺傷場面が謳歌され、あるいは暴力犯罪をつちかう不良な環境が野放しにされておりました。それが青少年に与える影響はきわめて重大なりと申さねばなりません。(拍手)

現に、昨今の青少年犯罪、すなわち、十代、二十代の犯罪指数が総犯罪の七一・三%を占めてゐるという事実にかんがみましても、わが国の犯罪撲滅対策はまず青少年問題より解決せねばならないとさえ言ひ得るわけでありませぬ。この点、総理も、去る二月初旬の鳩中事件に關するわが党佐々木議員の質問に對し、青少年教育の重要性を強調され、法務大臣また、少年犯罪の総合的研究調査の推進と、それに対するすみやかなる措置を約束されたのであります。が、その後約二カ月をけみしました今日、この問題に關し、いかなる検討を加へ、また、具体策を得られましたか、総理を初め法務大臣、国家公安委員長、及び、今回は特に文部大臣に對して、本問題に關する御所信のほどこをお伺ひいたしたいと存じます。

最後に、重ねて総理並びに法務大臣に對し、鳩中事件以来の宿題とも申すべき政治的暴力防止立法に關しお尋ねいたします。

もつとも、政治テロは、よつて来たる何らかの原因があるなればこそ起こるものであつて、法的規制のみがそれ

を防止するすべてではないとは存じま
すもの、さりとて、今なお印象の
消えやらぬ、あのままなまじい幾多の
事件を思い合わせずと、厳正なる
根本立法が必要であり、この刃物規制
法のみが唯一の立法措置ではないと思
考いたします。特に、最近、社会党並
びに民主社会党より、同趣旨に基づき
それぞれの法案が提出されましたこと
を契機といたしまして、世論も再びこ
の問題に関する政府の出方を注目する
に至ったのであります。そこで、これ
が対策といたしましては、政治的暴力
を規制いたしております唯一の法律と
も申すべき現行破防法を厳格に適用す
るか、あるいはまた、現行破防法を
もってしては不十分なりという見解が
ありとせば、それを改正するか、もし
くは他に特別立法を考慮する、以上三
つの方法が考えられるわけでありま
す。これに關し、法務大臣は、過般、
破防法改正の意向を漏らされたことも
ございましたが、ごく最近に至りまし
ては、特別立法を考慮されているやに
も承ります。もちろん、その過程にお
いては、いろいろと慎重を期せねばな
らない重要問題もございまいし、
では、今日、たゞいま、それに関し、
法務大臣はいかなる見解と所信を抱い
ておられるや。この際、総理にも本問
題に關する御所信をあらためてお伺い
いたしておきたいと存ずる次第であり
ます。

まつて参りました。確かに、暴力対策
に關する多くの主張を見ますに、顧
みて他を言ひ一面的な論議が多く、こ
のことについてさへ思想の混乱、不統
一を來たしていると思われる節が多々
あります。しかし、その中から総合
的、客観的にも中庸を得た対策を抽出
してこそ、真に恒久的な暴力追放の契
が上り得られると存じます。特に、民
主主義の敵とも申すべき政治目的のた
めの暴力行為に關しましては、左右
個人、集団のいずれをも問わざる公平
にして厳正なる規制があつて、初めて
その目的を達し得ると確信するもので
あります。(拍手)現に、池田首相、西
尾民主社会党委員長はもちろん、最近
就任されました河上社会党委員長も、
互いに強く暴力追放の主張を繰り返し
繰り返して参りました。およ
そ、善良なる国民たる以上、この御三
人の主張にはだれしもが共感を覚えた
こととございまいし、しかし、現実
は、今なおその暴力の横行を許し、今
や、わが国の民主主義は、それを撲滅
し得るかいかの重大なる試練に直面
しているのであります。では、その試
練にいかにして耐え抜き、また、それ
を克服するか、われわれに課せられた
使命はまことに重要であり、そこには
一片たりとも従来のマンネリズムに
陥つた党利党略があつてはならないと
確信いたします。(拍手)しかも、相互
に、この議会制度、この民主主義を末
長くわが国に保持し続けることを信条
といたしております以上、暴力追放の
ためには、手党たる野党たるを問
わず、互いに虚心たんかい、従来の行
きかきりや、自我を折り、その主
張の最大公約的な結論を見出すこと

が緊急欠くべからざる要件ではないか
と信ずるのであります。
以上に關し、総理の確固たる御決
意のほどをお伺いいたしまして、私の
質問を終わりたいと存じます。(拍手)
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し
上げます。
本法と憲法三十五条との關係でござ
います。御承知の通り、憲法三十
五条は刑事手続に關するものでござ
いまして、本法に定めておりますのは行
政目的のための手続でございまして、直
接に關係はございません。しかし、
事、強制的な権限を内容とするもので
ございまして、もちろん、憲法
三十五条の規定を尊重しなければなら
ない。本法は強制的な権限を内容として
おるものではないので、相手方の意思
に基づいて物件の提示、開示、あるいは
要すれば提出を求めるもので、あ
くまで相手方の意思によることになつ
ておりますから、憲法三十五条の規定
の適用はないと考えております。
なお、次に、本法の改正は警職法と
同じものである、こういう疑問もある
かも知れませんが、お話のように、
よくごらん下されば、警職法とは違つ
ついででございます。この点につきま
しては、本会議あるいは委員会におきま
して十分論議を重ねて、PRしていた
だきたいと考えております。
なお、暴力犯罪につきましても、お
話の通り、社会党、民主党からもすで
に提案になつておるのであります。私
は、こういう各党の法律案の内容を檢
討しながら、私自身も十分検討いたし
まして、りっぱな暴力犯罪防止につい

ての法案の制定を期待いたしておるの
であります。(拍手)
○国務大臣(安井謙君) 本法の二十四
条の二の調査及び一時保管につきま
して、警察官の乱用というよりな心配は
ないかという御質問でございますが、
これは、あくまで調査は任意調査の限
界を守ることいたしましたして、刃物を
持つと疑うに足る人が、周囲の状況上
他に被害を加えるという合理的な判断
によつて任意調査をやるのでございま
すから、これは決して乱用になるよ
うなことはあるまいと思つておりま
す。また、乱用につきましても、警察
法の二条あるいは六十三条等で十分に
戒めをしておるわけでありまして。
なお、刃物を持たない運動の成果に
つきましては、昨年、一カ月の間に三
万数千件の任意な刃物の提供がござ
いまして、いろいろと効果を上げてお
る次第でございます。
業者の圧迫にならないかという御質
問につきましても、刃物そのものの効
力を否定するものではないのでござい
まして、危険な方法において、危険な形
のものを禁止するというので、この
点は十分の留意をいたしておるつも
りでございます。(拍手)
○国務大臣(植木庚子郎君) お答え申
し上げます。
法務省所管におきまして、青少年問
題について、その後具体的な何らかの
対策を講じておるかという御質問が第
一でございます。法務省の所管といた
しましては、罪を犯した青少年の検察
の問題、さらに、その矯正保護の問
題を取り扱つておるわけでありまして、

こうした問題につきましても、もちろ
ん、關係の機関、たとえば、家庭裁判
所でございますとか、あるいは警察当
局でございますとか、その他と密接な
連絡をとりながら、常にその原因の探
究をまず考える、そして、その原因に
對して、今後とも一そその原因除去
に對しての施策を關係当局と手を握つ
て対処して参りたい、かように考へて
おるわけでありまして、先般通りまし
た予算におきましても、これらの關係
の、たとえば、検察、矯正保護の各部
門におきまして、皆様の御協力により
まして、人員の増加、經費の若干の増
加、いずれも十分ではございませ
んが、われわれとしては、これらの措置
によりましてその機能の強化をはか
つて、そして、今後一そその万全を期
して参りたい、かように考へておる次
第であります。
なお、第二の御質問の、政治的暴力
問題その他一般暴力問題について破
防法の改正を考へておるか、あるいは
単独法の立案を考へておるか、という
御質問でございますが、この問題につ
きましては、たゞいま御所見にもご
ざいましたように、それこそ大事な問
題でありまして、でき得るならば、与
野党を通じ、あるいは国民の皆様には、
ほんとうに納得のいくような制度が好ま
しいと考へるのでございまして、従つ
て、これにつきましても、現行法の不
備の点についても十分の研究もいたし
ております。新立法等についても研究
をいたしております。しかしながら、
これはいかなる方法によるかについて
の最後の決意は、たゞいまのところ、
まだできておらないことを、ここで
お答え申し上げておきます。(拍手)

昭和三十六年四月十一日 衆議院會議録第二十八号 銃砲刀剣類所持取締法の二部を改正する法律案の趣旨説明に對する宇野宗佑君の質疑

昭和三十六年四月十一日 衆議院會議録第二十八号

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する松井誠君の質問

銃砲刀剣類等所持取締法

五六四

〔國務大臣荒木萬壽夫君登壇〕
○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申上げます。

青少年犯罪が、戦後、ことに、最近非常に多くなっていることは、私もまことに遺憾に存するところであります。その原因はいろいろございまして、御質問の趣旨からいいますと、社会教育ないしは学校教育の場においてのあり方が相当の原因であろう、どう考え、いかなる対策を持つか、という御質問と承りました。

私は、青少年犯罪の原因として、特に教育の場について考えてみますと、第一に、青少年が自分の行動を規律する正しい判断力と責任感を身につけていないといううらみがありはしないかと思ひます。第二に、戦後の学校教育に欠陥があったことも否定できないと存じます。(発言する者多し、拍手)特に、児童生徒の自主性を尊重するあまり、教師の指導力が十分に発揮されなかつたうらみがないかということもその一つであります。(拍手)第三に、教職員の法秩序無視の組合活動が児童生徒に影響している面がある……(発言する者多し、聴取不能)第四に、御指摘の通り、一般社会の道徳の頹廃、不良な出版物等のはらん、不良な社会環境の放置、さらには、家庭教育における権威の失墜等もその原因の一つであると聞いて得ると思ひます。(拍手)

その意味におきまして、まず第一に、学校教育につきましては、その一つに、小、中、高等学校の教育課程の改定を行なっております。第二に、特に小、中学校の道徳の時間、高等学校の社会科の時間、その他特別教育活動の時間におきまして、道徳教育を強化

し、徹底をはかるつもりでございます。(発言する者多し、拍手)第三には、また、この教育課程の改定においては、社会科、道徳特別教育活動等の内容において、順法精神の徹底をはかつていくつもりでございます。

(拍手)次に、なお、教師の資質の向上をはかる必要がございますから、そのための講習会等の機会をもつと多量にいたしまして、教師の指導力の強化、充実に努めていきたいと存じております。(拍手)次に、社会教育もまた、その意味において、御指摘の通り、大事であらうと思ひます。従つて、PTA、婦人団体、青少年団体等、各種の社会教育関係団体と協力しまして、読書、スポーツ等を通じて青少年の徳性の涵養と規律と責任観念を高めるように配慮して参りたいと思ひます。(拍手)さらに、テレビの影響に対する対策としては、過ぐる三十三年度から、児童生徒、勤労青少年に対するテレビの影響調査を実施いたしております。その結果に基づきまして、放送番組の改善並びに利用指導等に資料として提供をいたしつつ、その対策を講じておる次第でございます。(発言する者多し、拍手)

○議長(清瀬一郎君) 松井誠君。(発言する者多し)——松井誠君。
〔松井誠君登壇〕

○松井誠君 私は、ここに、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま提案説明のありました銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案につきまして、池田総理並びに関係各大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。(拍手)

さきに淺沼事件、近くはまた嶋中事件を契機にいたしまして、国民の間には、右翼テロに対する激しい憤りが盛り上がつて参りました。そして、国民は、政府がこの怒りを正しく受けとめ、右翼テロ根絶のために抜本的な対策を立てることを期待し、かつ、要望をいたしたのであります。(拍手)ところが、その期待した国民の前に現われてきたその第一の措置が、警職法の事実上の一部改正である本改正案でございます。素朴にして善良な国民の右翼テロに対する怒りは今由に迷ひ、その行きつくところを知らないのであります。(拍手)そこで、私は、まず、本法案提案の基礎になりました政府の治安対策についてお尋ねをいたしたいのであります。

私の根本的な疑問は、最も重大な、そして、当面最も緊急を要する右翼テロ対策を、暴力一般に対する対策の中に埋没させているのではないかと、この点でございます。(拍手)そして、それによつて右翼テロの本質をおおひ隠し、その対策の焦点をぼかしてしまつてはどうか、という疑問でございます。

言うまでもなく、右翼テロが犯罪を犯すのは、彼が刃物を持つておつたからではございません。彼がテロの正当性を信じ、これを計圖に移したからであります。かかる右翼テロに対する根本的な対策としては、私は、何よりもまず、これを民主主義の敵、国民の敵として排撃し、憎むという国民運動が激しく盛り上がるなければならぬと思ひます。(拍手)そして、このような国民運動の基礎の上に、いろいろな具体的な施策が講ぜられなければなりません。

特に、最近の一部の国家公安委員の言動にかんがみまするとき、このような政治犯罪に対して、警察が政治的な中立性を確保するために、国家公安委員の中立性を保障する具体的な措置も必要であると考へます。そして、これら根本的な施策と並行して、臨時応急の措置として、テロ規制の最小限度の立法措置も欠くことができません。しかるに、政府は、これら特別の措置を講じないばかりではなくて、この国民の中に盛り上がるという右翼テロに対する排撃のムードに水をかけ、はなはだしきは、右翼の勇気を鼓舞せんとさしておるのであります。(拍手)たとへば、政府要人の中にさへも、右翼テロを安んずる者があります。右翼テロを安んずる者があつて、これを評価し、わが民主主義の根幹をゆるがせんとする右翼テロに対する非難を割引せんとする者があります。ただでさえも警察は右翼に甘いといわれる雰囲気の中で、かかる言動が、右翼に對して、われ政府の与党なりという自信を与えることは、見やすい道理でございます。(拍手)

最近新聞の報するところによれば、自民党の一部には、政治的暴力に対する立法措置として破防法の改正を行なわんとする意図がある由であります。そして、これに便乗いたしまして、民主的な大衆運動をもその規制の対象にせんとするやに伝えられております。しかしながら、はたして、民主的な大衆運動の中で、たとへば、数百万の国民が立ち上がったあの安保闘争の中で、一人でも岸首相の殺傷を目的とした者がございましてしょうか。民主的な大衆運動は、大衆の力を信じ、大衆の未来を信するがゆゑに、人間の殺

傷を必要とせず、これを本質的に否定するものであります。(拍手)このような大衆運動と、人間の殺傷を欠くことのできない要素とする右翼テロを同一列に置こうとするがごときは、暴力というものに対する全く笑ひべき色盲的感覚であるといわなければなりません。このように、焦点をずらし、混乱をした政府の右翼テロ対策を前にして、素朴にして善良な国民の戸惑いは、今や、政府に対して有効な右翼テロ対策を求めることは、不可能をしいるものではないのか、木によつて魚を求めるのたぐいではないのか、という疑惑が生じつてあります。(拍手)世に、いわゆるマツチ・ボンブ方式といわれるものがあります。右手のマツチで、公共料金を上げて、もつて物価値上げに火をつけながら、左手のボンブでは、物価値上げを抑制するがごとき矛盾したゼスチュアを示すのをいふのでございましてしょう。(拍手)私は、政府の右翼テロ対策が、このマツチ・ボンブ方式に墮するのでなければ幸いであると思ふのであります。

かくして、私は、政府の治安対策なるものに多くの疑問を抱かざるを得ないのであります。よつて、池田総理に数点お尋ねをいたしたいと思ひます。その一は、現在最も重大にして緊急を要する治安対策は、暴力一般に対する対策ではなくて、右翼テロに対する対策であると思ひますけれども、その点、いかがお考えでございますか。その二は、右翼テロ対策として、いかなる具体的な措置をお考えでございますか。その三は、ただいまの質問者に対する御答弁にもありました

傷を必要とせず、これを本質的に否定するものであります。(拍手)このような大衆運動と、人間の殺傷を欠くことのできない要素とする右翼テロを同一列に置こうとするがごときは、暴力というものに対する全く笑ひべき色盲的感覚であるといわなければなりません。このように、焦点をずらし、混乱をした政府の右翼テロ対策を前にして、素朴にして善良な国民の戸惑いは、今や、政府に対して有効な右翼テロ対策を求めることは、不可能をしいるものではないのか、木によつて魚を求めるのたぐいではないのか、という疑惑が生じつてあります。(拍手)世に、いわゆるマツチ・ボンブ方式といわれるものがあります。右手のマツチで、公共料金を上げて、もつて物価値上げに火をつけながら、左手のボンブでは、物価値上げを抑制するがごとき矛盾したゼスチュアを示すのをいふのでございましてしょう。(拍手)私は、政府の右翼テロ対策が、このマツチ・ボンブ方式に墮するのでなければ幸いであると思ふのであります。

けれども、右翼テロに対する立法措置として、いかなることをお考えになつておられますか。これは、立法的方式ではなくて、社会党案のごとき、政治テロに限定した特別立法というお考えであるか、あるいは、大衆運動までもその規制の対象にしようとする、破防法改正のごとき方式をおとりになる方をお伺いいたしたいのであります。その四は、国家公安委員の中立性を確保するための具体的な措置、たとえば、現行の任命制を公選制に変更するがごときことにつきまして、いかなるお考えをお持ちであるか。以上の諸点についてお伺いをいたしたいのであります。

なお、右のうち、右翼テロの立法措置については植木法務大臣、国家公安委員の点につきましては安井内務大臣に、あわせて御答弁をお願いいたします。

質問の第二点は、改正法案中、第二十四条の二と、憲法三十五条の関係についてであります。

改正法案によれば、警察官は、一定の条件のもとに、刃物等を携帯している疑いのある者に対してその提示を求め、これを携帯し、これを携帯している者に対してはその提出を求め、これを一時保管することができ、これを規定しております。一方、また、憲法第三十五条には、国民は正当な令状に基づかなくては、原則としてその住居に侵入し、捜索を受けず、または所持品等について押収、捜索を受けることがない旨保障されております。これは個人生活の平穩を保障する重要な基本的な人権であります。この精神は、犯

罪捜査の刑事手続のみではなく、本件のごとき警察行政の手続においても十分尊重されるべきことは当然でございます。改正案の意図する警察官の行為は、強制を伴わない任意手続であるとしております。しかし、国家権力を背景にした警察官の任意手続は、一般国民に対し心理的強制を伴うこと、否定し得ない事実であります。そして、まさに、それがこの改正案のねらいでもあるわけでございます。加ふるに、本条によって警察官の行動が発動し得る一定の条件は、第一線の警察官の主観的な判断にまかせられております。これは、本条が、元來、その構造において、すでに乱用の危険をはらんでおるといふことを意味するものであります。

そればかりではなくて、われわれは、従來のいわゆる任意手続がいかに乱用され、いかにその本来の制限を逸脱してきたかといふことを考える必要があり、警察法に基づいていかなる程度強制の強さを許すか、ある程度の強制を許すか、任意の職務質問が漸次拡張解釈をされ、ある程度がすでに作り上げられた矛盾した概念がすでに作り上げられたつあり、さらには、われわれは、あの安保闘争における、特に六月十五日における警察官の目をおおらばかりの暴行を決して忘れることはできません。(拍手)わが子、わが教子の安否を気づかなくて街頭にたたずむ父兄や大

学教授の頭の上に、たれかれの見境もなく、オオカミのように襲いかかった警察官の姿は、思い出すだけでも私は戦慄を禁じ得ないものがあります。(拍手)しかも、このような職権の乱用は、法律を不当に適用することと同時に、また、これを不当に適用しないこ

とをも含んでおります。この、時にはオオカミと化するその同じ警察官が、同時にまた、特定の相手に対しては、公安維持の機能を停止し、羊のごとく従順になるのであります。かかる警察官に対し、今取り急いで与えられなければならないのは、真に民主主義を守る精神であり、決してその権限の強化ではございません。

このように考えますと、本条は、その法律上の形式はともかく、その運用の実態においては、多くの強制を伴うことを否定し得ません。かくては、憲法三十五条が所持品等の押収、捜索について厳重な制限を設けた精神にはなほはだしくそむくものといわねばならぬのであります。私は、そこで、安井内務大臣に対し、本条をその運用の実態面からとらえて、憲法三十五条との関係をいかに考えるか、御所見を承りたいのであります。

最後の質問は、本条と、いわゆる警察比例の原則との関係であります。警察比例の原則は、国民生活から障害を取り除くために、必要にして最小限度にとどむべきであります。このいわゆる警察比例の原則は、警察法並びに警察法に明らかに定めるところであります。本改正案は、携帯を規制する刃物の範囲を広げ、一般国民の日常生活に使用される多くの刃物もその中に含まれることになりました。従って、善良な一般国民が警察官の思わぬ追及を受けるという機会も多くなつて参ることは必然でございます。本法は、一般国民がかかる迷惑を甘受しなければならぬほど刃物取り締まりに効力を発揮し得るかどうかが、残念ながら、いまでございます。本法案に基づく警察官の

行動は、法律上は強制力を伴いません。従って、おそらくは、職業的暴力団などはこの法律の性格を大いに活用し、警察官の要求を拒否するでございましょう。しかし、善良な一般の国民にそれを期待することは不可能でございます。かくして、最も刃物取り締まりの対象となるべき者が対象からはずされ、災いが一般の国民の上にかつてくるのであります。もっとも、私は、本法案が単純な偶発的暴力事犯に對してある程度規制の効果を持つことを否定するものではございません。しかし、いわゆる非行青少年に対する対策と本条の規制との関係について、特に先ほどの文部大臣の御答弁についてお尋ねしたいことが数多くあるのでございますけれども、時間の関係で、これを別の機会に譲り、本日は、残念ながら、省略せざるを得ないのであります。

なお、ここで特に強調しなければならぬことは、職業的暴力団に対する取り締まりは、現行の銃砲刀剣類所持取締法その他の諸法令の厳重な活用によつて、その気になりさえすれば、取り締まりは可能なのであります。これを怠り、暴力一般の対策に逃げ込ますとする政府の治安対策の欠陥が、この法案の効果にも遺憾なく露呈されておるのであります。私は、本条運用の効果の上から、警察比例の原則に重大な疑問を持つものであります。この点について、安井内務大臣の御所見をお伺いいたしたいのであります。

以上、私は、国民の現在の重大な不安を解消するため、政府の治安対策並びに本改正案の内容についてお尋ねをいたしました。国民のため誠意ある御

答弁を期待いたしました。私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣池田勇人君登壇 答へ申し上げます。

今回の法律案の改正は、暴力犯罪防止対策の一環として御審議願うことにいたしておるのであります。暴力は、その形態、原因のいかに問はず、絶対に排除すべきものでございます。(拍手)それが右翼テロであらうと大衆暴行であらうと問いません。ただ、われわれは、最近の状況を見ますと、右翼テロにつきましては、暴力的な右翼団体あるいは人物に対しましては視察を厳重にいたしまして、テロの未然防止に万全を尽くしておるのであります。

なお、ただいま、憲法三十五条との関係について再度御質問がございましたが、私は、すでに御説明申し上げましたごとく、本法は行政目的の手続をきめた任意調査でございます。憲法三十五条に違反することはないと確信いたしております。(拍手)

○國務大臣植木庚子郎君登壇 答へ申し上げます。

私の御質問は、政治テロを目標としての対策を考へておるか、広く暴力全体についての考へ方であるか、という御質問と拝承いたしました。私は、ただいま論理のお答へになりました。私

は、ただいま論理のお答へになりました。私

昭和三十六年四月十一日 衆議院會議録第二十八号 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する松井誠君の質疑 銃砲刀剣類等所持取締法の 五六六

につかまされては、右である左である
とを問はず、暴力全体について適切な
施策を立てたい、こういふ考えで検
討いたしております。(拍手)

○国務大臣(安井謙君) お答えしま
す。
国家公安委員会が政治的な中立を
保っていないんじゃないかという御質問
でございますが、御承知の通りに、国
家公安委員会は、国民のそれぞれの各
層から代表されて、しかも、国会
の議決によって総理大臣が任命してい
るのでございまして、今へんば行
動はないものと確信いたしてございま
す。

さらに、選挙等によってこれを選出
してどうかという御意見でございま
すが、選挙をやりますと、やはり、政
治的に巻き込まれるという危険もあり
ますので、現行制度が一番よろしかろ
うと考えております。

なお、憲法との関係につきましまして、
二十二条、二十四条の運用についての
御質問でございますが、これは、先ほ
ども総理の御答弁の通りに、憲法に背
馳するものでは全然ございせん。し
かも、今日、警官の行動につきまして
は、警職法で、すでに警官の個々が合
理的な判断と良識によって活動すべき
ものという規定をいたしております。
警官自体に全面的に信用ができないと
いうことであれば別でございまして、
私どもは、十分、警察法等で、一方、
行き過ぎのないような規制を加えなが
ら、しかも、質の向上によって本条の
目的を達せしめるように指導したいと
思っております。

なお、常習的な暴力団等につい
ては、本法では効果が無いんじゃない
か、という御意見もおありのようで
ございまして、現在、常習的な暴力団に
つきましても十分内偵等もやり、さら
に、この刃物を持つておるとか、ある
いは危険を及ぼす状況にあるという場
合には、あくまで尾行その他の実質上
の警戒を続けることによりまして本法
の目的を達したいと思つ次第でござい
ます。

なお、警職法第二条にあるから要ら
ないんじゃないかという御見解につ
きましては、こういった事例、特に、刃
物を持つておることによって起こつて
くる犯罪が最近激増いたしてございま
すので、特に単独立法として警官の行
動の内容、限界を具体的に取りきめた
ものでございまして。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私は、ただいま説明の
ございました銃砲刀剣類所持取締法の
一部を改正する法律案の内容につ
いて、総理並びに関係の大臣に若干の質
問をいたしたいと思つて、同時に、
重複の点を避けて、できるだけ簡単
に、率直にお伺いいたしますので、
当局も、大胆率直に、納得のいく御答
弁をお願いしたいと思つてございま
す。

この法律は、最近における非常な殺
傷事件というか、むしろ、私は、右翼
テロ行為の取り締まり等の一環として
こういふものを出されたという説明が
ございましたので、この際明確に聞い
ておきたいと思つて、この際明確に聞い
た思想的背景を持つて犯罪行為、いわ

ゆるテロ行為に対する法案の準備が政
府でなされておつて、この国会に必ず
提出されるかどうかということ、こ
の機会に明確にしておいていただきた
いと考えるのでございまして。この点は
池田総理から御答弁をお願いするもの
でございまして。

同時に、こういふことを私も私が申
し上げておきたいのは、この法律で
は、そうした思想的背景を持ち、信
条が異なる、あるいは政治政策が異な
ることによって、団体による一つの行
動、さらに、これを示唆し、あるいは
教唆するもののある行為、いわゆる
テロ行為は個人の行為だけしか取り締
まることができない。そういう今日の
テロ行為といふものは、個人の行為で
はないのでありまして、非常に大きな
背景を持つておること、資金関係
というふうな、実にめんどろな背景を
持つこれらの行為に対してこそ、私ど
もは、嚴重な取り締まりをしなければ
ならないと思つて、それに対してこの法
律は何らの効果もないものではなか
いということを、私はいわざるを得ない
のであります。単に一般犯罪として今
日のテロ行為をすうしかえようとするよ
うな政府の意図がもしあるとするなら
ば、これは国民の期待に非常に大きく
反するものとして、私はいわざるを得
ないと思つて、私はあえてさう
な質問を申し上げてございまして、さ
ら、どうか、繰り返して申し上げます
が、総理は、はっきり、この機会に、
さういふ法案を出すというのを御言
明願したいと思つております。

さらに、私は、案の内容につ
いて二、三質問を申し上げておきたいと思
つて、この法律の内容を見て
みますると、五条の改正が行なわれて

おります。この五条の改正には非常に
大きな問題が伏在をいたしてございま
す。従来、この法律の五条は、本人
が銃砲並びに刀剣等を所持することを
警察に許可を願ひ出したときに、これを
許可するかしないかということが、公
安委員会の任務であつた。ところが、
この改正案を見ますと、本人だけで
なくして、その家族、同居の親族にも
し危険なものがあるとすればならば許可
しなくてもよろしいという、こういう
規定になつておる。この規定は、明ら
かに、本人が届け出れば本人だけの許
可でよろしいが、家族にさういふもの
があるかないかということを調査する
権限を、だれに一体与えようとするの
か。私は、住居の侵入あるいは不法な
取り締まりの捜査を受けることがない
という憲法三十五条に対して、この五
条は、一体どういふ角度から政府は考
えになつたのか。これは、かつての
警察官が戸口調査をしたようなことを
しなければ、その同居の親族にさうい
うものがあるかないかということはわ
からぬでしよう。だれにこの調査権を
与えるのか。単に二十四条だけでなく
て、この五条の規定こそ、旧警察権力
の、最も醜惡な、あの戸口調査を警察
官に与えるものであるということをして
わざうを得ない。今日、家庭の中に
入つて、警察官が権力をもつてその家
庭の実情を調査するといふことが、一
体許されましようか。この五条に對す
る明確なる御答弁をお願い申し上げた
と思つてございまして。

次に、問題になつて参りますのは、
先ほどから申されておる二十四
条の問題でございまして。これにつ
いては、しばしば、任意捜査であるから、

あるいは任意調査であるから、憲法三
十五條の危険はない、と言われてお
る。しかし、おま、警察権といふもの
は、非常に限界がむずかしいのでありま
す。いわゆる司法警察権であるか行政
警察権であるかといふことは、学問的
に考へて参りますならば、これはき
わめてはっきりした切り切り方ができ
る。いわゆる司法警察権は犯罪の捜査
である。できた犯罪の捜査に対する権
限行使でありますから、これはそれ
よろしい。警察行政の問題は、いわゆ
る行政警察の範囲といふものは、犯罪
をいかに防止し、いかに犯罪を調査す
るかといふことの権限であつて、学問
的にはそれだけであつて、きわめて
はっきり切り切ることができ。しか
し、一線の警察官は、この二つの権限
を兼ね備へておるのであります。ある
場合においては行政警察官としての行
為を行なう、ある場合においては当然
司法警察官としての行為を行なうの
が、一線の警察官である。従つて、警
察官の行為といふものは学問的に切り
切れるんだ、この司法警察権と行政警
察権とを、単に、任意調査であるか
らそれでよろしいんだといふような
ことで、逃げるというものは、非常に
大きな危険があると私は考へるので
ございまして。もし、政府がさういふこと
であるとするならば、なぜ、ここに
一項、刑事訴訟法の規定によつて、
その意に反しては捜査を受けることが
ない、という条項を加えないか。この
条項が抜けておるでしよう。五条にお
いても、何もこれを規制する規定を設
けておらない。二十四条においても、
さういふ公然と憲法で許されておるわ
れわれの基本的権利を認めていない

で、そのまま警察官にその捜査をゆだねておるところに、私は非常に大きな問題が伏在しておると考へる。もし、この法律が通過し、このまま実行されて参りますならば、この五条ないし二十四条の拡大解釈による法律の乱用は、かつての警察国家であった時代を再犯しないものであると何人も保証することができない、こういうことを私は憂へるものであります。(拍手)この点に對して、総理大臣並びに法務大臣はどうお考へになつておるか、その点を明確にこの際聞かせておいていただきたいと存じます。

さらに、われわれは、この法律によつて、任意捜査という形の上で、これが今申し上げましたようなきわめて危険な状態に置かれるという考へを考へ合わせますときに、政府の意図は、かつて、警職法改正を国会に出して、そうして、これが成立を見なかつたというに基因して、警職法改正の焼き直し版であるという考へを、私もは、はつきりとの際いわざるを得ないのであります。この点について、そうではないという考へを言い切れるかどうかという考へを、安井公安委員長から明確に御答弁をいただきたい。

さらに、この法律のもう一つの大きな問題点はどこにあるかと、現行の銃砲刀剣類所持取締法の適用、あるいは破防法の適用、さらに現行の警職法の適用等、現在あります法律の完全なる適用によつて、今日政府が意図する一般犯罪に對する取り締まりは私は十分だと考へる。ただ、一般犯罪の取り締まり法から逸脱して、そうして、取り締まりの非常に困難なのは、先ほどから申し上げておりますよう

な、いわゆる資金のルートがあつて、活躍がある程度自由に行なわれる団体であつて、指導者があつて、そのもとに、教唆あるいは扇動によつて、若し青年の諸君が軽率自動をして事を起こすという、この右翼テロといわれておりますきわめて危険な思想こそ、取り締まる十分な法律がないのであつて、これに對しては、私は、繰り返して申し上げますが、政府が、もしかくのごときものを意図するならば、私は、その取り締まりに非常に困難であるこの右翼テロの取り締まりこそ、目下の急務の問題として、国民にその所信を明らかにして、そうして、立法措置を講ずることによつて、わが国の民主政治、わが国の平和主義を守つていくことのために奇手する考へが私は必要だと考へております。で、重ねて、この点を、総理大臣から、そういう措置をとるといふことを明確に御答弁願ひたい。今までの質疑応答では、私は、その点が明確になつておりませんので、この機会にそのことを聞いておきまして、残余の問題につきましては、いづれ委員会等におきまして詳細に当局にその意図を聞こうとするものでござります。(拍手)

【國務大臣(池田勇人君) 御答へ申し上げます。団体等の暴力行為に對する取り締まり関係法令は、ただいま、わが党並びに内閣におきましても鋭意検討を加へておるのでござります。なお、五条の質問につきましても、本条の改正によりまして、従来ありました警察官の戸口調査は全然考へておりません。本人だけになしに、同居の親

族に對してもしもいろいろ規定を設けましたのは、客観的に見まして、どうしてもあふないというときに、この条項を適用しようとするのであります。【國務大臣(植木庚子郎君) 御答へいたします。右翼テロのごとく、団体でいろいろ規制をすべきものがあるじやないか、単なる個人的問題だけでなく、その点に對して対策ありや、ということでございます。われわれといたしましては、この問題につきましても目下慎重に考慮をいたしておる次第でございます。従つて、その問題に對しての結論を得次第、何らかの態度に出たい、かように考へております。【國務大臣(安井謙吉君) 第五条によりまして、同居の親族があるいは危険な人物と目される場合に所持を禁止することは行き過ぎにならないかという御質問でございますが、最近の事例に、たまたま同居者に危険な人物がおつたために警官が注意をしたにもかかわらず、こつた犯罪が起つたという例が相当出て参つたものでありますから、周囲の環境で、あそこにはどうも危険な人物がおるといふふうに思われる場合には、たとえ所持の本人が非常に善良な人であつても、これは認めない、こつたに規定をいたさうとしておるのでござります。【國務大臣(池田勇人君) 御答へ申し上げます。第二十四条で行き過ぎにならないか、任意調査といながら、行き過ぎになる危険はないか、警官の活動の範囲でござりまするが、あくまで、警官は、刑事上の手続によるか、あるいは現行犯でなければ強制執行はやら

ないという建前にいたしております。従ひまして、任意に十分に氣をつけるという、非常に訓令的な規定を今度は設けて、全般的に良識と良意をもつて行動するように今後ものはかつていきたと思つておる次第でございます。【議長(清瀬一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出) 【議長(清瀬一郎君) これより日程に入ります。日程第一は、委員長提出の議案でございますから、委員会の審査を省略するに御異議ございませんか。【異議なしと呼ぶ者あり】 【議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。日程第一、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右の議案を提出する。昭和三十六年四月七日 提出者 建設委員長 加藤 高藏

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。 附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。 附則 この法律は、公布の日から施行する。 理由 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限を更に五箇年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約七十八億円、五箇年間に要する経費としては、約三百九十億円の見込みである。 【議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨を明を許します。建設委員長加藤高藏君。 【加藤高藏君登壇】 加藤高藏君、ただいま議題となりました、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党の合意に基づき、成案を得て、国会法第五十条の二の規定により、建設委員会の提出にかかる法律案として提出されたものであります。以下、その提案の理由を申し上げます。

昭和三十六年四月十一日 衆議院會議録第二十八号

銃砲刀剣類所持取締法の一部を改正する法律案 及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和三十六年四月十一日 衆議院會議録第二十八号 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

五六八

本法案の目的といたしますところは、現行の特殊土壌より地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正して、同法の有効期限をさらに五カ年間延長しようとするものであります。

同法は、去る昭和二十七年四月、議員立法として制定され、さらに、三十一年三月に期限延長の一部改正をいたしました。同法に基づきまして特殊土壌地帯の治山、砂防、農地保全、土壤改良等の対策事業が実施されて参ったのであります。翻つて、その進捗状況を見ますと、必ずしも満足すべき状態にあるとはいえないので、さらに、昭和四十二年三月三十一日までその有効期限を延長して、所期の目的を完全に遂行しようとするものであります。

なお、本法案立案の過程におきましては、建設委員会において、二階堂委員より本法案提出理由の説明があり、政府の意見を求めましたところ、本法案の成立に賛成の意を表しました。

以上、本法案の提案理由を簡単に御説明申し上げますが、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられま

右 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和三十六年二月二十日 内閣総理大臣 池田 勇人

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「公有林野等官行造林法第一条の契約により行行事業及びこれらの」を「及びその」に改める。

入金をし、又は融通証券を発行することができる。

前項ただし書の規定による借入金及び融通証券は、一年以内償還しなければならない。

第十二条 国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、次項の規定により繰り越した損失をその利益の額をもつてりめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金に組み入れて整理するものとする。

国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して、これを整理するものとする。

ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。

第十三条 国有林野事業勘定において、毎会計年度、前年度からの持越現金(特別積立金引当資金に属するものを除く)のうち歳出の財源に充てることができる金額(前年度から繰り越された歳出予算の

財源に充てるべき金額を除く)があるときは、当該金額のうち、特別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れなければならない。

特別積立金引当資金は、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

前項の規定により特別積立金引当資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理するものとする。

第十七条第一項及び第二項を次のように改める。

この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

特別積立金引当資金に属する現金は、資金運用部に預託して運用することができる。

第十七条第三項及び第四項中「森林基金」を「特別積立金引当資金」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に公有林野等官行造林法(大正九年法律第七号)の規定に基づき締結された契約に係る事業は、改正後の国有林野

事業特別会計法(以下「新法」といふ)第一条第二項の国有林野事業とみなす。

3 新法第十二条及び第十三条の規定は、昭和三十五年以後の年度の決算又は同年度からの持越現金について適用する。

4 改正前の国有林野事業特別会計法第十三条第一項の規定により積み立てられた積立金の昭和三十六年三月三十一日現在における残高のうち、百二十億円に相当する金額は、新法第十二条第一項の規定による利益積立金とみなし、その残高に相当する金額は、同項の規定による特別積立金とみなす。

理由 国有林野事業特別会計の一般林政事業に対する協力の方法を合理化するため、同会計の国有林野事業勘定における利益処分規定を改め、特別積立金の制度を設けるとともに、同会計に関する規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔足立篤郎君登壇〕

○足立篤郎君 たいま議題となりました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、国有林野事業特別会計における一般林政事業に対する協力

の方法の合理化をはかる等のため、国有林野事業特別会計法の一部を次のように改正しようとするものであります。

すなわち、その第一点は、国有林野勘定におきまして、毎会計年度の損益計算上、利益を生じたときは、その利益をもつて、まず前年度からの繰り越し損失を埋め、残余は、一部を利益積立金として損失の補てん及び国有林野事業の拡張のために積み立てるほか、別に、その一部を特別積立金として林政協力事業のために積み立てることとしたしております。

第二点は、国有林野勘定におきまして、毎会計年度、前年度から持ち越された資金で歳出の財源に充てることが出来るものうち、右の特別積立金に対応する金額は特別積立金引当資金に組み入れることとし、この資金は、林政協力事業等の経費の財源に充てるものとして一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることとしたしております。

そのほか、一時借入金及び融通証券の借りかえの規定を設けるほか、改正に伴う規定の整備、並びに、現存する損失補てん積立金を利益積立金及び特別積立金に分離する等、必要な経過規定を設けることとしたしております。

本案に対しましては、鴨田宗一君より、本案の施行期日が「昭和三十六年四月一日」とあるのを本法「公布の日」に改めようとする修正案が提出せられました。

たところ、起立多数をもって修正議決となりました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告がございます。これを許します。有馬輝武君。

〔有馬輝武君登壇〕
○有馬輝武君 私は、日本社会党を代表いたしましたとして、ただいま議題となりました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について反対の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

私たちは、今次国会におきましても、日々日程に上る一つ一つの法案を通じて、池田内閣、すなわち、公約無視、庶民蔑視内閣の別名にはかならない事実を、露骨に見せつけられて参りました。所得税法など三法の改正におきましても、三大公約の一つである減税が、いかに中小企業、農業者、労働者に縁の薄いものであったかは、すでに明らかにされたところであり、また、社会保険制度の後退、これまた言を待ちません。池田内閣の看板である所得増進計画も、物価の安定と一定水準の所得の均衡を前提としない限り、庶民にとってこれほどむごい施策はないのであります。ところが、その

基調である物価の安定は、運賃料金、電力料金の値上げを手始めに、次々と政府みずからの手によって破綻を来たしているものであります。池田内閣の、羊頭を掲げて御肉を充る、勤労者階級の犠牲の上に独占資本に奉仕するの施策は、今や、とどまることを知らないものであります。国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案も、また、この悪業を一つ積み重ねる以外の何もありません。

本法律案について、政府は、国有林野事業特別会計の一般林政事業に対する協力の方法を合理化するため、国有林野事業勘定における利益処分規定を改め、特別積立金の制度を設けると称しております。ところが、この政府の説明に反して、本法律案がいかに世論を無視し、国会の審議権を侵して強行されようとしているか、また、いかに林野行政を後退させるものであるかが、審議を重ねれば重ねるほど明らかになって参りました。本法律案に関連する公有林野等官行造林法を廃止する法律並びに森林開発公団法の一部を改正する法律については、さきに、本院において、わが党の湯山議員が言及されたところでありますが、その矛盾と撞着は、幾たび繰り返して指摘しても足りないところであります。池田内閣がいかに農政に弱いからといって、わざわざ効果を上げつつある官行造林を廃止して、水源造林を、その負荷に耐えない森林開発公団にやらさなければならぬ理由が、ごもも存しないのであります。(拍手) 与党の議員の表現を借りるならば、根柢なしの足りぬ

露する以外の何ものでもありません。これは、いわば、池田内閣のサディズム的林政、自虐的林政ともいうべきで、林野行政百年の大計を真摯に考える日本社会党の断じてとらなないところでありました。

すなわち、反対理由の第一は、政府の林野行政が首尾一貫せず、これがまた、官僚の恣意と独断によって、さらに混沌と矛盾を深めていることであり、

委員会議の過程で、この驚くべき事実が次々と明らかにされました。林野庁は、本法律案はもとより、母法であるさきに述べた二法律案が国会に上程されない以前に、「水源造林のしおり」なるパンフレットを自治団体、関係団体に流し、各営林局署で、市町村長など関係者を集めて、その説明を行なっているものであります。この説明会で、契約解除、すなわち、既契約個所で新植未済地を拒否したならば、三十二年度は新植は行なわれない、などとおどかしておるのであります。成立もしていない法の実施を、権力をかさに着て押しつけることは、全く言語道断であり、国会の審議権無視もはなはだしいものと申さなければなりません。

さらにひどいのは、自治省と林野庁が結んだ覚書であります。官僚が、狭い視野で、政府の林野行政の指針となる林業基本問題調査会の答申を無視する覚書を勝手に結ぶとは、何事でありましょうか。覚書の内容は、第一に、分取歩合を引き下げよという答申の主張を否定するものであります。第二に、公有林野の縮小政策は原則としてとらないといつて、答申の柱である実質部落有地の私権化、家族的林業の育

成拡大も否定してしまつておるのであります。あまつさえ、政府は、委員会審議の際、根本的に相反する答申と覚書の一つの幅の中で調和させるよう努力いたしましたなど、おくめんもなく答弁をいたしております。このような官僚の独断と恣意を放置して指導も統制もきかないようでは、官僚内閣といわれる池田内閣の取り柄は何一つ残らないではありませんか。(拍手)

反対理由の第二は、本法律案が世論の動向を全く無視しているということであり、

池田総理の言う政治の姿勢を正すというこの第一の要諦は、少なくとも、すなおに国民の声を傾ける、このことではなければならなかつたはずであります。国民が期待しておる政府とは、単に予算の額だけを云々するのではなくて、能率的で、民生の安定をはかる政府をこそ期待しておるのであります。たとえ十億の出資といえども、非計画的で、非能率で、山林ボスを肥やすすべしか知らない森林開発公団への出資など、国民は絶対に許せないものであります。この無謀な法律案上程のきざしが見えるや、地方紙、業界紙を通じて、賛成する記事が一つもなかつた事実は、よく世論の動向を表わしております。全国の市町村を購読対象にして、時事通信地方行政版がいち早く取り上げて反対したのを初め、青森の東奥日報、熊本日日新聞、あるいは岩手日報、日本海新聞、宮崎日日新聞など、数え切れないほど、政府を批判するの記事が連日のように現われておつたのであります。あるいは、また、各自治団体におきましても、きび

すを接して反対決議をしていること

昭和三十六年四月十一日 衆議院會議録第二十八号 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

が、この間の事情をよく現わしており
ます。

反対理由の第三は、林野行政におい
て、林政と経営は切り離してならない
ものであり、また、その経営、すなわ
ち、造林事業を担当するはずの森林開
発公団がその負担に耐えられないこと
が明瞭であるからであります。

公団が行なう事業の賦課金の決定に
いたしまして、賦課金の源泉は新た
に発生する地代部分であります。受
益範囲の決定について、あるいは林産
物搬出と、これ以外の利用のバランス
について多くの問題を惹起しているこ
とは、熊野の前鬼林道、内原林道な
ど、多くの事例で明らかとなっております。
また、公団が行なつた林道事
業で、たとえば熊野の前鬼林道に見ら
れますように、計画、設計の変更、
災害復旧等による単位長さ当たりの事
業費の増大、あるいは事業量の変更な
ど、地元民の不満がほろほろとして起
こつておるのであります。前鬼林道の
当初の搬出見込み量十五万五千九百
九千二百五十八石が、四分の一にも
満たない十四万二千五百石と改定され
ていることなど、政府はこの間の事情
をよく知つておるはずであります。こ
のような過去の実績から見まして、わ
ずか五百十名にも満たない公団の機
構、人員に多くを期待することは、最
初から無理な話であります。官行造林
では、契約、管理、植栽、手入れ、間
伐まで一貫した作業を行つていたの
でありましたが、公団では、新植も、収
穫も全然行なわれないで、ただ契約と管
理、指導だけになるので、計画的な造
林保護など期し得べくもありません。

林政と経営とはたての両面でありまし
て、一体不可分のものであります。現
在、政経分離によりまして、国有林
野事業は危殆に瀕しようとするさへして
おるのであります。

反対理由の第四は、この法律案の施
行によりまして、国有林野事業特別会
計を破綻させるおそれがあり、木材業
者あるいは森林労働者を犠牲に供する
ことが目に見えておるからであります。
本特別会計におきまして、昭和三十
六年度における一般会計繰り入れは、
公団出資十億、一般会計の支出に充て
るもの四億となつておられますが、こ
れは今後公団への出資が継続する間は
減額することのできないものでありま
す。ところで、昭和三十六年末の特別
積立金は五十億であり、特別積立
団事業を継続するためには、特別積立
金を平均年二十億程度補充していく必
要があります。国有林野事業特別会計
法施行令の改正案では、利益金の半額を
特別積立金として積み立てることとし
ておられますので、年平均四十億以上
の利益を出す必要が生じます。四十億
の利益目標は、従来の実績、たとえば、
昭和二十六年から昭和三十四年までの
年平均三十四億をはるかに上回るもの
であります。その結果、この利益ノル
マをこなすためには、蓄積経理で損益
計算の方法を改めるか、木材価格の引
き上げを行なうか、労働者に対する締
めつけ以外の方法はないのでありま
す。今や、国有林野事業はもう本位
の経営に徹し、営林局等は予定損益計
算書による利益ノルマに追い回される
結果、まさに国有林野事業の使命に逆

行する仕事を続けなければならぬとい
うに余儀なくされております。現在、
すでに、経営合理化の名のもとに、直
営生産をやめて立木処分が切りかえ、
請負を導入し、作業員に対し、賃金ス
トップと、こま切れ雇用を押しつけて
おるのであります。今後、この傾向は
ますます拍車をかけられるのでありま
す。所得増がかりに達成される
とするならば、作業員賃金だけで百四
十億の経費増となり、一般会計繰り入
れの余裕など全くあり得ないのであり
ます。製材業者も建築業者も、現在、
一週間先の見積もりはできないという
前代未聞の原木高に苦しめられており
ますが、四十億の利益ノルマを上げ
るためには、さらに木材価格を上げな
ければならぬのであります。パルプ
原木はあまり上げられませんが、製
材原木や地元住民に対する新炭原木の
価格は、さらに引き上げられるのであ
りましょう。政府のいう建築用材の価格
安定策が成功すれば、逆に国有林野特
別会計は破算するということを、政府
みずからは肝に銘じておくべきであ
ります。

以上、反対理由の一端を申し述べま
したが、政府並びに自由民主党は、急
増する木材の需要にこたえて価格の安
定をはかるためにも、これを裏づける
造林を計画的、能率的に運営し、林
業従業者の所得の均衡的増大をはかる
ためにも、すみやかに本法律案を撤回
せられんことをさらに期待いたしまし
す。(拍手)

議長(清瀬一郎君) これにて討論は
終局いたしました。

これより採決いたします。
本案の委員長報告は修正でありま
す。本案を委員長報告の通り決するに
賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつ
て、本案は委員長報告の通り決しまし
た。

議長(清瀬一郎君) 本日は、これに
て散会いたします。
午後二時四十分散会

出席國務大臣
内閣総理大臣 池田 勇人君
法務大臣 植木庚子郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 荒木萬壽夫君
自治大臣 安井 謙君
出席政府委員
法制局長官 林 修三君
法制局第二部長 野木 新一君
警察庁保安局長 木村 行蔵君
経済企画 江藤 智君
政務次官

朗読を省略した議長の報告
(法律公布案上及び通知)
一、去る七日、次の法律の公布を奏上
し、その旨参議院に通知した。
皇室経済法施行法の一部を改正す
る法律

(議決通知)
一、去る七日、本院は参議院議員清澤
俊英君が養蚕業振興審議会委員に就
くことができることと議決した旨内閣に
通知した。

(政府委員自然消滅通知受領)
一、去る七日、池田内閣総理大臣から
清瀬議長宛、次の政府委員は自然消
滅になった旨の通知を受領した。
大蔵省主計 末廣 義一
局司計課長 (四月五日付)

(理事補欠選任)
一、去る七日、法務委員会において、
次の通り理事を補欠選任した。
理事 坪野 米男君(理事猪俣浩
三君去る七日理事辞任に
つきその補欠)

(常任委員辞任)
一、去る七日、議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。
地方行政委員
和田 博雄君 安井 吉典君
法務委員
井村 重雄君 三和 精一君
大蔵委員
川村善八郎君 安井 吉典君
和田 博雄君
農林水産委員
倉成 正君 足鹿 覺君
西村 関一君 有馬 輝武君
川俣 清音君

通信委員
下平 正一君 足鹿 覺君
決算委員
山中 吾郎君 西村 関一君
一、昨日、議長において、次の常任
委員の辞任を許可した。
内閣委員
柳田 秀一君 山花 秀雄君
文教委員 井伊 誠一君

(常任委員補欠選任)
一、去る七日、議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。

一、去る七日、本院は参議院議員清澤
俊英君が養蚕業振興審議会委員に就
くことができることと議決した旨内閣に
通知した。

一、去る七日、本院は参議院議員清澤
俊英君が養蚕業振興審議会委員に就
くことができることと議決した旨内閣に
通知した。

一、去る七日、本院は参議院議員清澤
俊英君が養蚕業振興審議会委員に就
くことができることと議決した旨内閣に
通知した。

地方行政委員

安井 吉典君 和田 博雄君

法務委員

三和 精一君 井村 重雄君

大蔵委員

倉成 正君 和田 博雄君

農林水産委員

川村 善八郎君 川俣 清吾君

有馬 輝武君 西村 関一君

逓信委員

足鹿 覺君 下平 正一君

決算委員

西村 関一君 山中 吾郎君

一、昨十日、議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

横路 節雄君 井手 以誠君

文教委員

山花 秀雄君

(議案提出)

一、去る七日委員長から提出した議案は
は次の通りである。

特殊土じより、地帯災害防除及び振興
臨時措置法の一部を改正する法律案
(建設委員長提出)

一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改
正する法律案

一、昨十日議員から提出した議案は次
の通りである。

沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外
二十四名提出)

一、昨十日内閣から提出した議案は次
の通りである。

製造たばこの定価の決定又は改定に
関する法律の一部を改正する法律案

倉庫業法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る八日、予備審査のため参議院
から送付された次の議案を受領し
た。

日本電信電話公社法の一部を改正す
る法律案

女子教育職員の前産後の休暇中に
おける学校教育の正常な実施の確保
に関する法律の一部を改正する法律
案

(議案付託)

一、去る七日委員会に付託された議案
は次の通りである。

義務教育諸学校施設費国庫負担法等
の一部を改正する法律案(山崎始男
君外九名提出、衆法第二二二号)

文教委員会 付託

港灣労働者の雇用安定に関する法律
案(五島虎雄君外十二名提出、衆法
第二〇号) 社会労働委員会 付託

一、去る八日、予備審査のため参議院
から送付された議案は次の委員会に
付託された。

女子教育職員の産前産後の休暇中に
おける学校教育の正常な実施の確保
に関する法律の一部を改正する法律
案(豊瀬禎一君外四名提出、参法第
一五号) 文教委員会 付託

日本電信電話公社法の一部を改正す
る法律案(鈴木強君外七名提出、参
法第一四号) 逓信委員会 付託

一、昨十日委員会に付託された議案は
次の通りである。

製造たばこの定価の決定又は改定に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一七七号)

大蔵委員会 付託

倉庫業法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一七八号)

運輸委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日参議院に送付した本院提
出案は次の通りである。

海上保安官に協力援助した者等の災
害給付に関する法律の一部を改正す
る法律案

一、去る七日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。

国民年金特別会計法案

精神衛生法の一部を改正する法律
案

郵便為替法の一部を改正する法律
案

森林開発公団法の一部を改正する法
律案

公有林野等官行造林法を廃止する法
律案

一、去る七日、予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。

港灣労働者の雇用安定に関する法律
案(五島虎雄君外十二名提出)

義務教育諸学校施設費国庫負担法等
の一部を改正する法律案(山崎始男
君外九名提出)

特殊土じより、地帯災害防除及び振興
臨時措置法の一部を改正する法律案
(建設委員長提出)

(議案通知)

一、去る七日、次の内閣提出案(参議
院回付)に対する参議院の修正に同
意した旨参議院に通知した。

皇室経済法施行法の一部を改正する
法律案

衆議院会議録第二十六号中正誤

一、行 誤 正

二、八 貸費は認め 貸費は認め

衆議院会議録第二十七号中正誤

一、行 誤 正

二、一 起立多数、起立多数。

三、一 起立多数、起立多数。

四、一 起立多数、起立多数。

五、一 起立多数、起立多数。

六、一 起立多数、起立多数。

昭和三十六年四月十一日 衆議院會議錄第二十八号

五七二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價一部	十五円
<small>(送料共)</small> <small>(代) 印刷部</small>	
發行所	東京都新宿区市谷本村町一五
	大藏省印刷局
	電話九段御三―三三三